

## 平成29年度 警報等発令下における対応処置

1. (1) 新宮市に大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報のいずれかが午前7時の時点で発令されている場合、全校生徒は家庭学習（自宅待機）とする。
- (2) 新宮市以外の地域で大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報のいずれかが午前7時の時点で発令されている場合、その発令されている地域に居住する生徒は家庭学習（自宅待機）とする。

※上記（1）・（2）に関連して

- ・午前10時までに解除されたとき……第5限から授業
- ・午前10時以降に解除されたとき…家庭学習

ただし、解除後も地域の状況が危険な場合や交通機関の不通等で登校不能なときは、学校に連絡のうえ、家庭学習（自宅待機）とする。

### 各市町村別の警報を確認

「新宮・東牟婁地方」、「和歌山県南部」等の広域な情報ではなく、テレビの「dデータ連動」放送や気象庁等からの詳細な情報を入手すること。

2. 登校後、大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報が発令された場合は別途指示する。
3. 考査
  - (1) 午前7時の時点で、新宮市に大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報発令の場合、考査を実施せず、全校生徒は家庭学習（自宅待機）とする。その日の考査は、考査最終日の翌日に実施する。
  - (2) 午前7時の時点で新宮市以外の地域で大雨警報・洪水警報・暴風警報・特別警報発令の場合、警報が発令されている地域の生徒は家庭学習（自宅待機）とする。
  - (3) 警報が発令されていない地域に居住する生徒は当該曜日の授業の用意をして登校すること。  
※午前10時までに警報が解除された場合も含む。
4. 以上の措置はすべて安全確保を前提として行い、決して危険な行動は取らないこと。  
地域の特性により、気象状況、交通機関の不通等で登校不可能なときは、学校に連絡の上、家庭学習（自宅待機）とする。
5. 津波・大津波警報・緊急地震速報等の場合  
市町村役場による避難勧告・指示等に従い、安全確保に努めること。
6. 授業時間の確保について  
警報等の発令により家庭学習等の措置をとった場合には、補充授業を行うなどの授業時間確保の措置を講ずるものとする。